

綾瀬市教育委員会会議録

令和5年5月定例会

令和5年5月23日開議

綾瀬市教育委員会

出席委員

教	育	長	袴田	毅	君	
教	育	長	職務代理者	田中	恵吾	君
委		員	平出	恵子	君	
委		員	亀ヶ谷	由美子	君	
委		員	齊藤	隆訓	君	

事務局職員

教	育	部	長	長谷川	裕司	君						
教	育	総	務	課	長	佐藤	三浩	君				
参	事	兼	学	校	教	育	課	長	堺	千津子	君	
学	校	給	食	セ	ン	タ	ー	所	長	比留川	晋一	君
教	育	指	導	課	長	渡邊	倫康	君				
参	事	兼	教	育	研	究	所	長	生駒	美穂	君	

書記

教育総務課総務担当総括副主幹	奥田	墨斗
教育総務課総務担当主事	野尻	裕一

令和5年綾瀬市教育委員会会議5月定例会議事日程

令和5年5月23日（火）午後1時30分開議

日程第1		会議録署名委員の指名について
------	--	----------------

議案

日程第2	第12号議案	綾瀬市奨学生選考委員会委員の辞職及び委嘱について
日程第3	第13号議案	綾瀬市学校給食センター運営委員会委員の辞職及び委嘱について
日程第4	第14号議案	綾瀬市立学校教科用図書採択方針について
日程第5	第15号議案	臨時代理の承認について（令和5年度綾瀬市一般会計補正予算・教育委員会関係予算（案）に係る意見の申入れについて）

午後1時30分 開会

○教育長（袴田毅君）

あらかじめご報告をさせていただきます。

本日の会議には、傍聴の申し出者がございますが、定員を超えておりませんので、申し出のとおりに傍聴を許可いたしましたことをご報告申し上げます。

なお、会議途中で傍聴の希望があった場合は、随時、入室を許可したいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、これより傍聴人の入室を認めます。

（ 傍聴人入室 ）

○教育長（袴田毅君）

ただいまの出席者は5名であります。定足数に達しておりますので、これより、綾瀬市教育委員会会議5月定例会を開会いたします。

○教育長（袴田毅君）

「日程第1 会議録署名委員の指名」をいたします。会議録署名委員に、齊藤委員を指名いたします。

○教育長（袴田毅君）

議題に入ります前に、本日の議事日程についてお諮りいたします。

「日程第5 第15号議案 臨時代理の承認について（令和5年度綾瀬市一般会計補正予算・教育委員会関係予算（案）に係る意見の申入れについて）」は、綾瀬市議会6月定例会に提出予定の議案に関するものであり、現時点では非公開である情報等が含まれているため、綾瀬市教育委員会会議規則第8条第1項第4号の規定により、非公開審議にしたいと存じます。

お諮りいたします。本件を非公開審議とすることについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（ 委員の挙手確認 ）

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって第15号議案は、非公開審議とすることに決しました。

○教育長（袴田毅君）

「日程第2 第12号議案 綾瀬市奨学生選考委員会委員の辞職及び委嘱について」及び「日程第3 第13号議案 綾瀬市学校給食センター運営委員会委員の辞職及び委嘱について」の2件は、いずれも教育部で所管する附属機関の委員の委嘱に関連しますので、一括して議題といたします。

それでは、本2件に関し説明を求めます。なお、説明は一括して行いますが、質疑・討論及び採決につきましては、個別で行います。教育部長、お願いいたします。

○教育部長（長谷川裕司君）

それでは、「第12号議案 綾瀬市奨学生選考委員会委員の辞職及び委嘱について」、ご説明いたします。

提案理由につきましては、議案書の1ページの中段に記載のとおり、委員の定年退職、人事異動等に伴い、辞職の承認及び新たな委員を委嘱いたしたく、綾瀬市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第10号の規定により提案するものでございます。

奨学生選考委員会は、奨学生の選考に関する事項について、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申する教育委員会の附属機関でございます。

綾瀬市附属機関の設置に関する条例により、委員の数は10人以内、任期は2年となっております。

委員の選出につきましては、綾瀬市奨学生選考委員会規則に基づき、民生委員、市立小学校長の代表者、市立中学校長の代表者、学識経験を有する者の選出区分ごとに、各関係機関から委員の推薦をいただいております。

現在の委員は、令和4年6月から2年の任期で委嘱をしておりますが、定年退職や人事異動等に伴い、4名の辞職の承認と、辞職に伴う新たな委員の委嘱を行うものでございます。

議案書の2ページをご覧ください。

辞職の1番、小松氏につきましては、中学校の校長の代表として委嘱をしておりましたが、令和5年3月31日をもって、綾瀬中学校の校長を定年退職されましたので、その後任として、委嘱の1番、綾北中学校の熊本校長を新たに委嘱するものでございます。

辞職の2番、春日台中学校の吉野教頭につきましては、中学校の教頭の代表として委嘱をしておりましたが、委嘱の2番、綾瀬中学校の米澤教頭を新たに委嘱するものでございます。

辞職の3番、綾北中学校の湯本教諭につきましては、綾北中学校の熊本校長を新たに委嘱することにより、選出する学校が重なるため、委嘱の3番、春日台中学校の太田教諭を新たに委嘱するものでございます。

続きまして、辞職の4番、綾瀬西高等学校副校長の鍛代氏は、人事異動に伴い後任として、委嘱の4番、綾瀬西高等学校の黒川副校長を新たに委嘱するものでございます。

任期につきましては、前任の残任期間の令和5年6月1日から令和6年5月31日までの1年でございます。

また、議案資料の1ページに、令和5年6月現在の名簿を掲載してございます。

以上で、第12号議案の説明とさせていただきます。

次に、「第13号議案 綾瀬市学校給食センター運営委員会委員の辞職及び委嘱について」ご説明いたします。

議案書の3ページをご覧ください。

提案理由につきましては、中段に記載のとおり、委員の定年退職等に伴い、辞職の承認及び新たな委員を委嘱いたしたく、綾瀬市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第10号の規定により提案するものでございます。

学校給食センター運営委員会につきましては、学校給食費会計の予算・決算など、給食センターの運営について教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申する教育委員会の附属機関でございます。

綾瀬市附属機関の設置に関する条例により、委員の数は16人以内、任期は2年となっております。

委員の選出につきましては、綾瀬市学校給食センター運営委員会規則に基づき、市立小・中学校の校長及び保護者の代表者の選出区分ごとに、関係機関から委員の推薦いただいております。

現在の委員は、令和4年6月から2年の任期で委嘱しておりますが、学校長の定年退職やPTA会長の改選に伴い、4名の辞職の承認と、辞職に伴う新たな委員の委嘱を行うものでございます。

任期につきましては、前任の残任期間の令和5年6月1日から令和6年5月31日までの1年でございます。

また、議案資料の2ページには、令和5年6月1日現在の委員名簿を掲載してございます。

以上で、第12号議案及び第13号議案の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、第12号議案に関しまして、質疑・討論がございましたらお願いいたします。

齊藤委員。

○委員（齊藤隆訓君）

奨学金について、対象は高校生とのことですが、現在では高校は無償化されていますので、奨学金の使い道等について教えてください。

○教育長（袴田毅君）

学校教育課長。

○学校教育課長（堺千津子君）

公立五千円、私立一万円と定めてございます。こちらの内訳でございますが、平成22年に実施された公立高校授業料無償化に伴いまして、奨学金制度の見直しを行い、それまで授業料相当額として一律月額9,900円としていたものを、授業料相当額ではなく、経済的理由により就学困難者に対する援助として、授業料以外の諸経費を積算根拠とするものに変更した経緯がございます。

平成21年度において、奨学金を受けている方の通学に係る各種経費についての調査を実施いたしました。授業料以外の各種諸経費の3年間の平均月額が、公立高校で8,445円であり、この額の2分の1となる4,222円を基準にいたしまして、今後の物価上昇を考慮し、1,000円未満を切り上げるにより、市の補助額を5,000円とした経緯がございます。

以上でございます。

○委員（齊藤隆訓君）

わかりやすかったです。どうもありがとうございます。

○教育長（袴田毅君）

はい、他はいかがでしょうか。

平出委員。

○委員（平出恵子君）

奨学生選考委員会の昨年度の活動の状況を教えていただけますか。

○教育長（袴田毅君）

学校教育課長。

○学校教育課長（堺千津子君）

奨学金選考委員会の活動記録でございますが、10月に第1回、3月に第2回ということで、計2回の選考委員会を実施してございます。9名の選考委員にご参加いただきまして、奨学生の選考をしているものでございます。

内容といたしましては、各学校が上げた推薦書の行動及び性格の評定や出欠席の記録、その他家庭環境などの調書に基づきまして、ご質問等をいただきまして、皆さんで審議しているところでございます。

以上でございます。

○教育長（袴田毅君）

他は、いかがでしょうか。

（ 質疑等の有無確認 ）

○教育長（袴田毅君）

質疑・討論なしと認めます。

これより、第12号議案を採決いたします。

本件を原案のとおり決することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（ 委員の挙手確認 ）

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって、第12号議案は原案のとおり可決されました。

続いて、第13号議案に関しまして、質疑・討論がございましたらお願いいたします。

平出委員。

○委員（平出恵子君）

給食センター運営委員会についても、昨年度の活動の状況を教えていただけますか。

○教育長（袴田毅君）

学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（比留川晋一君）

令和4年度の学校給食センター運営委員会の活動内容についてですが、6月に役員の改選がありましたので役員の選出と、令和3年度の学校給食費会計決算について審議いただいております。

令和5年2月には、令和5年度における学校給食実施日の案と、令和5年度学校給食費会計収支予算案、令和5年度学校給食物資納入業者登録についてご審議いただいております。

○委員（平出恵子君）

ありがとうございます。

○教育長（袴田毅君）

他はいかがでしょうか。

（ 質疑等の有無確認 ）

○教育長（袴田毅君）

質疑・討論なしと認めます。

これより、第13号議案を採決いたします。

本件を原案のとおり決することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

(委員の挙手確認)

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○教育長（袴田毅君）

「日程第4 第14号議案 綾瀬市立学校教科用図書採択方針について」、この件を議題といたします。

それでは、本件に関し説明を求めます。教育部長、お願いいたします。

○教育部長（長谷川裕司君）

それでは、「第14号議案 綾瀬市立学校教科用図書採択方針について」、ご説明いたします。議案書の6ページをご覧ください。

提案理由につきましては、中段に記載のとおり、令和6年度使用の教科用図書選定を円滑に行うため、「綾瀬市立学校教科用図書採択方針」を定めたく、綾瀬市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第14号の規定により提案するものでございます。

小・中学校で使用する教科書は、通常、4年間同じものを使うことが法律で定められております。現在小学校で使用している教科書は令和2年度に採択替えを行い、ここで4年間の期間が終了することから、令和6年度から4年間使用する小学校の教科書を採択するに当たり、「採択方針」を定めるものでございます。

それでは、議案書の7ページをご覧ください。

教科用図書の採択方針につきましては、文部科学省通知及び神奈川県教育委員会通知を基本とし、次のとおり行うとしております。

第1に、「公明適正を期し採択する」でございます。静ひつな採択環境を確保し、採択権者としての判断と責任において、公明かつ適正な採択を行うものでございます。

第2に、「本市の学校、児童・生徒及び地域の特性を考慮して採択する」でございます。採択に当たっては、本市及び各学校の地域的な特性や児童・生徒の状況を踏まえ、採択するものでございます。

第3に、「教科用図書に関する研究調査の結果等を活用して採択する」でございます。各発行者が作成する「教科書編修趣意書」、神奈川県教科用図書選定審議会や、綾瀬市教科用図書採択検討委員会での調査研究の結果を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究し、採択するもので

ございます。

第4に、「採択する教科用図書」でございます。教科用図書は、文部科学大臣から県教育委員会を通して送付される「教科書目録」に登載されているものの中から採択いたしますが、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を除くものでございます。小学校用教科用図書は、「教科書目録」に登載されているものの中から採択し、中学校用教科用図書は、令和4年度採択と同一のものを採択することとしております。また、特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書は「教科書目録」に登載されているもの又は「附則第9条図書」のうちから採択することとしております。

第5は、教科用図書採択の手順でございます。

(1)では、採択に当たっては教科書採択に必要な協議検討を行う組織として、綾瀬市教科用図書採択検討委員会を設置することとし、(2)では、令和6年度に使用する小学校用教科用図書では、全教科で調査員を置き、文部科学大臣の検定に合格した全ての教科用図書を調査し、選定に必要な資料を作成することとしています。

(3)では、綾瀬市教科用図書採択検討委員会は、調査員が作成した資料等に基づき、綾瀬市立学校で使用する教科用図書の採択に必要な事項を協議検討し、その結果を教育委員会に答申として、報告することとしております。

議案資料の3ページをお願いいたします。

今年度の教科用図書採択のスケジュールでございます。

本日、採択方針の決定の後、5月25日から7月18日までの間に、採択検討委員会等において調査・検討が行われます。また、6月13日から26日までは綾瀬市において、教科用図書の展示会を開催し、広く市民からご意見をいただくこととしております。

教育委員会臨時協議会が開催される7月18日には、臨時協議会の前に、採択検討委員会から教科書の調査・検討内容についての報告を受け、ご協議いただくこととしております。7月27日の教育委員会会議7月定例会で、採択となっております。

以上で第14号議案の説明とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、第14号議案に関しまして、質疑・討論がございましたらお願いいたします。

田中職務代理者。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

採択方針等について、確認を含めて、2点ほど説明を求めたいと思います。

まず一点目は、本市の学校、児童・生徒及び地域の特性を考慮してとありました。今現在、特性として、いくつかのポイントをお考えであれば、お伺いしておきたい。これが一点目です。

二点目は、議案資料の3ページ・4ページに採択検討委員会、合同調査員会、綾瀬市調査員会の三つの組織のスケジュールが書かれていますが、これらの組織の概要とその役割について、お話を伺いしておきたいと思います。以上です。

○教育長（袴田毅君）

それでは二点、綾瀬市の地域及び児童・生徒の特性と3つの組織の内容ですね。

教育指導課長。

○教育指導課長（渡邊倫康君）

はい、ご質問いただきました一点目、地域の特性でございますが、教科外担当の調査員が綾瀬の児童・生徒の状況や立地的な要因、その辺を含めまして、調査したものを報告するという形になっております。

参考までに、前回の令和元年度の調査では地理的な要因や、教育研究所で調査をしている教育基本調査、こちらの中から例えば環境問題であったり、あとは進路に対する考え方であったり、あとは基礎の定着であったり、こういったところを加味しまして、本市の特性として報告をさせていただいております。

続きまして、二点目の調査委員会について、その役割についてご説明をさせていただきますと、まず採択検討委員会につきましては、綾瀬市教育委員会が、教科用図書の採択に関し必要な事項を調査・検討することを目的として採択検討委員会を設置するということになっております。

そしてこの採択検討委員会が、調査に必要なものを調査するという目的で、教科担当の調査員、そして、先ほどの地域の特性でもちょっとお話をさせていただきました教科外の調査員、それぞれ委嘱しまして調査をすると、そしてその内容を採択検討委員会に報告するという形になっております。

なお、教科の調査員につきましては、綾瀬市におきましては、本市と近隣の大和市、海老名市、座間市の4市合同で調査をすることとなっております。

そして教科外の調査員につきましては、綾瀬独自に内容を調査して報告することとなっております。以上でございます。

○教育長（袴田毅君）

田中職務代理者。

○委員（田中恵吾君）

ありがとうございます。綾瀬の特性のひとつに外国の方たちがたくさんいらっしゃいます。だ

から国際理解とか当然含まれていると理解しています。そういう意味からも人権教育などの視点も大事な綾瀬のひとつだと思っていますので、今後、それぞれの委員会からお話があるかもしれませんが、そういったところも十分に考慮し、考えていきたいと思っています。

それから、教科については国語、算数、理科、社会と分かりますし、教科外についても、総合的なものについては分かるのですが、そここのところをもう少し詳しくお話しいただけますか。

○教育長（袴田毅君）

質問としては教科と教科外。

○教育長職務代理人（田中恵吾君）

そうですね。教科というと9教科と分かるのですが、教科外は、道徳が教科に入ってきたので、そういった点で少し前回とは違ってきているのかなと思い、もう少しそここのところを詳しくお話しいただければと思います。

○教育長（袴田毅君）

教育指導課長。

○教育指導課長（渡邊倫康君）

地域の特性といったところで、もう少し詳しくご説明をさせていただきます。

ご質問の中でお話があったとおり、綾瀬は大変外国籍の児童・生徒が多いという特性がございます。先ほど私の説明が足りなかったのですが、前回の令和元年度の調査でも、教科外の調査員は外国籍の児童・生徒が多いといったところも、報告書の中に盛り込んでおりますので、地理的なものだけでなく、そういった子どもたちの実態も含めて報告をさせていただいております。

また、道徳につきましては、前回の採択の少し前から教科化されておりますので、一つの教科として採択が行われております。

総合的なところで言いますと、先ほども綾瀬の基本調査というお話をしましたが、それ以外にも全国学力・学習状況調査などの調査結果等も加味しながら、綾瀬の子どもたちに、どういった教科書が良いのかをまとめて報告させていただいておりますので、ご承知おきいただければ思っております。以上です。

○教育長（袴田毅君）

他は、いかがでしょうか。

亀ヶ谷委員。

○委員（亀ヶ谷由美子君）

2点伺いたいことがあります。

一点目は、議案書の8ページに「（2）文部科学大臣の検定に合格した全ての教科用図書」と

ありますが、逆に合格出来なかった出版社があったのかどうかということをお聞きできればと思います。前回の中学教科書の採択では歴史教科書の再採択があったので、今回確認できればと思います。

それからもう一点ですが、議案資料の3ページに記載のとおり、綾瀬市の教科書展示会が14日間予定されているとのことですが、前回は何名ぐらいの方が来られたのか、関心を持って足を運んでいただけた方がどのくらいいたのか教えていただきたいと思います。

それから、今回新型コロナウイルス感染症が第5類になりましたが、展示会の部屋に入れる人数に制限などはあるのかどうか、併せてお聞きできればと思います。以上です。

○教育長（袴田毅君）

教育指導課長。

○教育指導課長（渡邊倫康君）

まず一点目について、今回の小学校では全部で149点の教科用図書が検定を受けておりますが、全て合格となっております。参考までにお伝えさせていただきますと、高等学校の外国語科では1点不合格があったと聞いております。

二点目の、前回の展示会の際の人数ですが、令和元年度の展示の際には合計で18名の方に来ていただいております。参考までに、翌年行われた令和2年度の中学校の採択の際には22名の方にお越しいただいております。

ご質問いただいた回覧人数については、現在のところ、制限を設ける予定はございません。

○教育長（袴田毅君）

他は、いかがでしょうか。

平出委員。

○委員（平出恵子君）

3ページについて、2点お伺いしたいと思います。

まず、採択検討委員会について、定員は何人で、どのような構成で、どのような方が携わっているのか、教えていただけますか。

もう一点は、14日間行われる綾瀬市展示会について、一般の方もご覧になれる期間だと思うのですが、これの周知の方法を教えてくださいませんか。

○教育長（袴田毅君）

教育指導課長。

○教育指導課長（渡邊倫康君）

採択検討委員会の人数でございますが、採択検討委員会は10名の委員を考えております。な

お、参考までに、教科の調査員は19名、教科外の調査員は2名を予定しております。

続きまして、展示会の周知方法についてご質問をいただきましたが、広報あやせの6月1日号において周知をさせていただいております。一般の方も、どなたでも閲覧できる形になっております。併せて綾瀬市のホームページにも6月1日付で掲載する予定となっております。以上です。

○教育長（袴田毅君）

採択検討委員会の10名はどのようなところから選出されましたか。

教育指導課長。

○教育指導課長（渡邊倫康君）

選出の区分といたしましては、学校の校長先生から3名、教育委員会の職員から2名、保護者の代表として2名、その他必要と認める者ということで、3名を予定しております。

○教育長（袴田毅君）

他は、いかがでしょうか。

（ 質疑等の有無確認 ）

○教育長（袴田毅君）

質疑・討論なしと認めます。

これより、第14号議案を採決いたします。

本件を原案のとおり決することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（ 委員の挙手確認 ）

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。冒頭にお諮りしましたとおり、これより非公開審議に入りますので、傍聴者におかれましては、ご退席いただきますようお願いいたします。

（ 傍聴者の退席 ）

○教育長（袴田毅君）

それでは会議を再開いたします。

「日程第5 第15号議案 臨時代理の承認について（令和5年度綾瀬市一般会計補正予算・教育委員会関係予算（案）に係る意見の申入れについて）」、この件を議題といたします。

それでは、本件に関し説明を求めます。教育部長、お願いいたします。

○教育部長（長谷川裕司君）

それでは、「第15号議案 臨時代理の承認について（令和5年度綾瀬市一般会計補正予算・教育委員会関係予算（案）に係る意見の申入れについて）」、ご説明いたします。

秘密会議案書の1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、下段に記載のとおり、令和5年度綾瀬市一般会計補正予算・教育委員会関係予算（案）の市議会6月定例会への議案提出に係る綾瀬市長への意見の申入れについて、緊急を要し、教育長がその事務を代理したので、綾瀬市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第3項の規定により、ご報告申し上げ、承認をお願いするものでございます。

補正予算の内容でございますが、コロナ禍における物価高騰の影響を受け、児童・生徒の保護者の経済的負担も大きくなっておりますことから、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、9月から令和6年3月分までの学校給食費の半額を補助することで、保護者の経済的負担の軽減を図るものでございます。

2ページをご覧ください。

始めに「第1表 歳入歳出予算補正」でございます。

上段の歳入でございますが、今回補正を行うのは、歳入予算のうち16款 国庫支出金、4項 交付金について8,576万5千円増額させるものでございます。

次に、中段の歳出でございますが、今回補正を行うのは、10款 教育費、1項 教育総務費について、今回学校給食費の補助に係る経費として8,576万5千円増額させるものでございます。

次に、3ページ・4ページをご覧ください。

ただ今説明いたしました補正予算の内容について、「歳入歳出補正予算事項別明細書」に記載してございます。

まず、上段の歳入でございます。16款 国庫支出金、4項 交付金、2目 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございますが、8,576万5千円を新たに計上し、今回実施する学校給食費への補助事業に係る財源として充当するものでございます。

次に下段の歳出でございます。

10款 教育費、1項 教育総務費、4目 学校給食センター費でございますが、18節 負担金補助及び交付金として8,576万5千円を計上するものでございます。

現在の給食費の月額は小学校4,400円、中学校4,900円となっておりますので、4月1日現在、負担軽減の対象となります児童・生徒の9月から来年3月までの7か月分の学校給食費の半額として、8,576万5千円と積算しております。

6ページをご覧ください。

今回の学校給食費の補助に当たり、迅速な補正措置が必要となったため、冒頭に申し上げましたとおり、教育長の臨時代理により、5月15日付けで補正予算の市議会6月定例会への上程を市長へ依頼しております。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、第15号議案に関しまして、質疑・討論がございましたらお願ひいたします。

（ 質疑等の有無確認 ）

○教育長（袴田毅君）

質疑・討論なしと認めます。

これより、第15号議案を採決いたします。

本件を報告のとおり承認することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（ 委員の挙手確認 ）

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって、本件は報告のとおり承認されました。

○教育長（袴田毅君）

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これにて、綾瀬市教育委員会会議5月定例会を閉会いたします。

午後2時11分 閉会